

## V 事業計画

### 第1節 施行年次の設定

整備事業は課題の優先度に従い、第1～3次整備に分けて計画する。本計画においては今後10年の整備期間に実施する整備を第1次・第2次整備とし、事業工程は下記の通りとする。

- ・第1次整備：令和6～10年度  
優先度Aに分類した課題に対する整備で、主に玄関前庭及び主庭を対象とする。
- ・第2次整備：令和11～15年度  
優先度Bに分類した課題に対する整備で、主に主庭及び山林部を対象とする。
- ・第3次整備：第2次整備以降  
優先度Cに分類した課題に対する整備で、復元検討など調査を必要とする。

#### 第1項 第1次整備の内容

第1次整備は令和6年度から10年度の5か年で取組み、優先度においてAに分類した課題に対する整備を行う。

その内容として、主に玄関前庭及び主庭の構成要素の損傷に対する整備と、文化財の理解を深め、公開活用の促進を図る観点から、庭園観賞の視点場となる建造物の耐震対策と修復を行う。

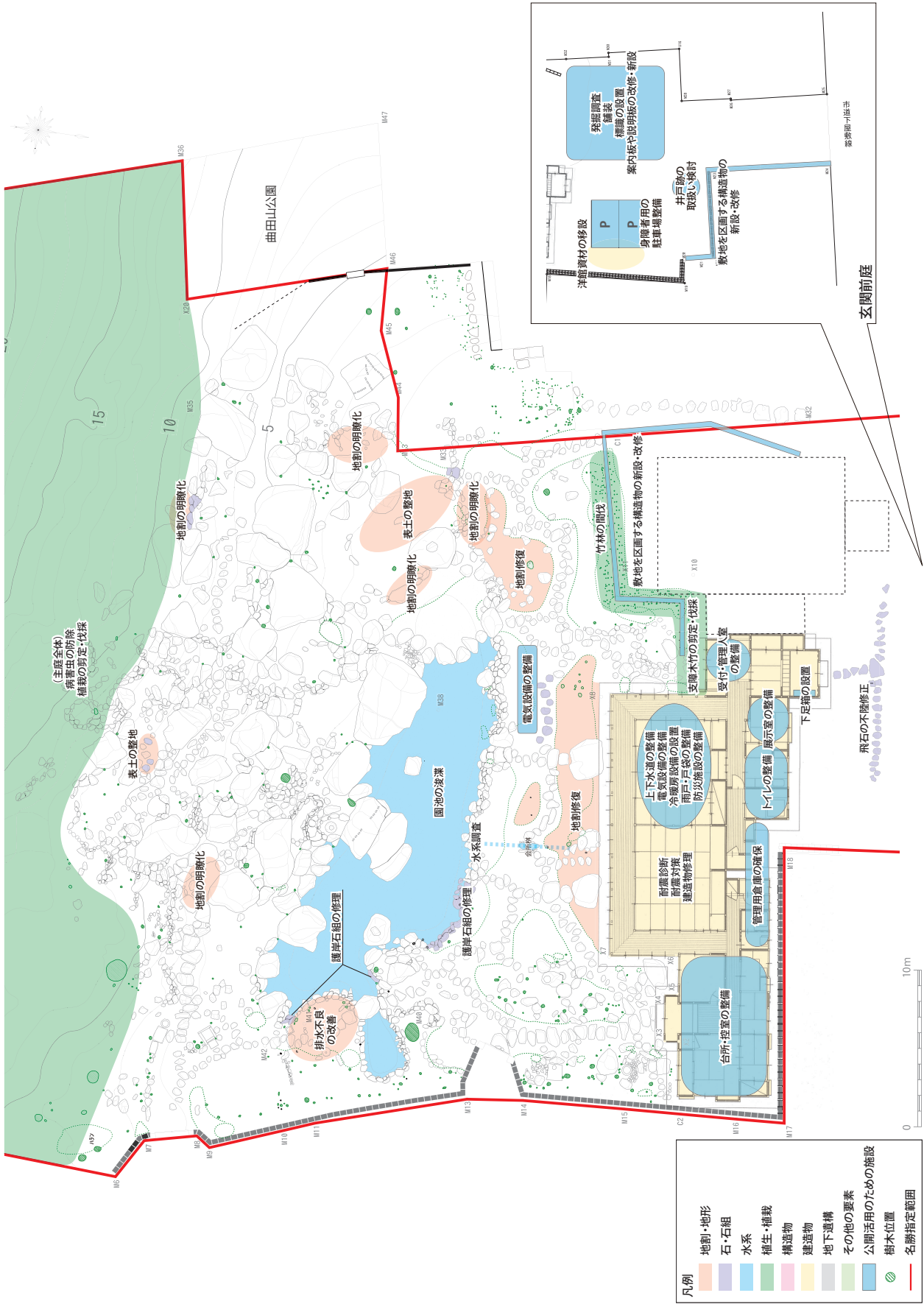
初年度は建造物の耐震診断と基本設計を行い、これに基づいて実施設計を行った上で建造物の耐震対策及び修理を実施し、併せて充実した公開活用を図るための便益施設や展示室などの活用施設などを整備する。

建造物修理が終了した後、玄関前庭を庭園の導入空間として修景及び植栽整備を行い、主庭では地割修復、水質の改善、植栽整備などの保存のための整備を実施する。

表V-1 第1次整備の年次計画

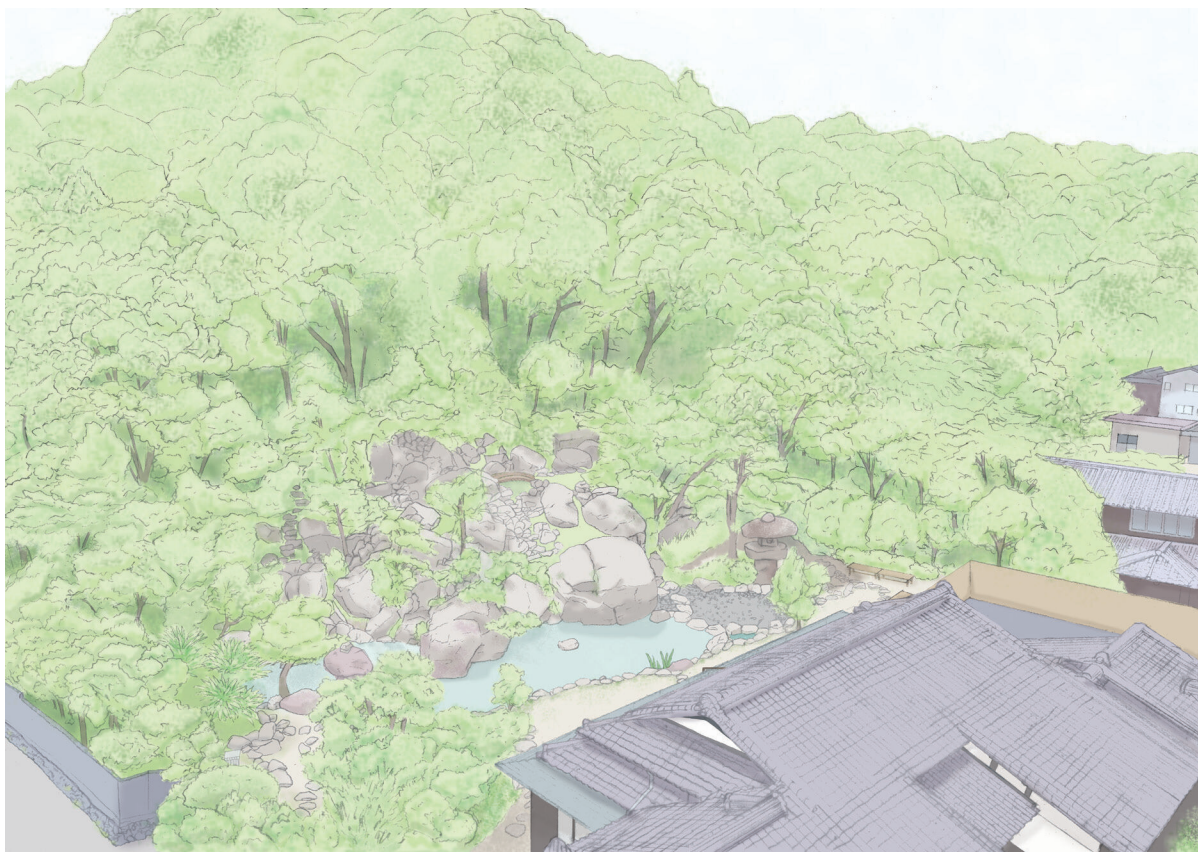
年次	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
本質的価値を構成する要素	地形・地割			地割の明瞭化、表土の整地、地割修復、排水不良の改善	
	石・石組			飛石の不陸修正	護岸石組の修理
	水系				園池の浚渫
	植栽・植生			支障木竹の剪定・伐採 竹林の間伐 病害虫の防除	植栽の剪定・伐採
	構造物				
	建造物		耐震対策・建造物修理		洋館資材の移設
	地下遺構				
その他の要素					
公開活用のための計画・施設		受付・管理人室の整備、トイレの整備、展示室の整備、台所・控室の整備、上下水道の整備、電気設備の整備、冷暖房設備の設置、管理用倉庫の確保、雨戸・戸袋の整備、下足箱の設置、防災施設の整備		敷地を区画する構造物の新設・改修、舗装、標識の設置、案内板や説明板の改修・新設、電気設備の整備、身障者用の駐車場整備、井戸跡の取扱い検討	
調査・設計	耐震診断	発掘調査・水系調査・立会確認		発掘調査・立会確認	
	基本設計	実施設計・設計監理			
委員会	委員会・計画審議・修理指導				

※計画の内容については適宜見直すこととする。

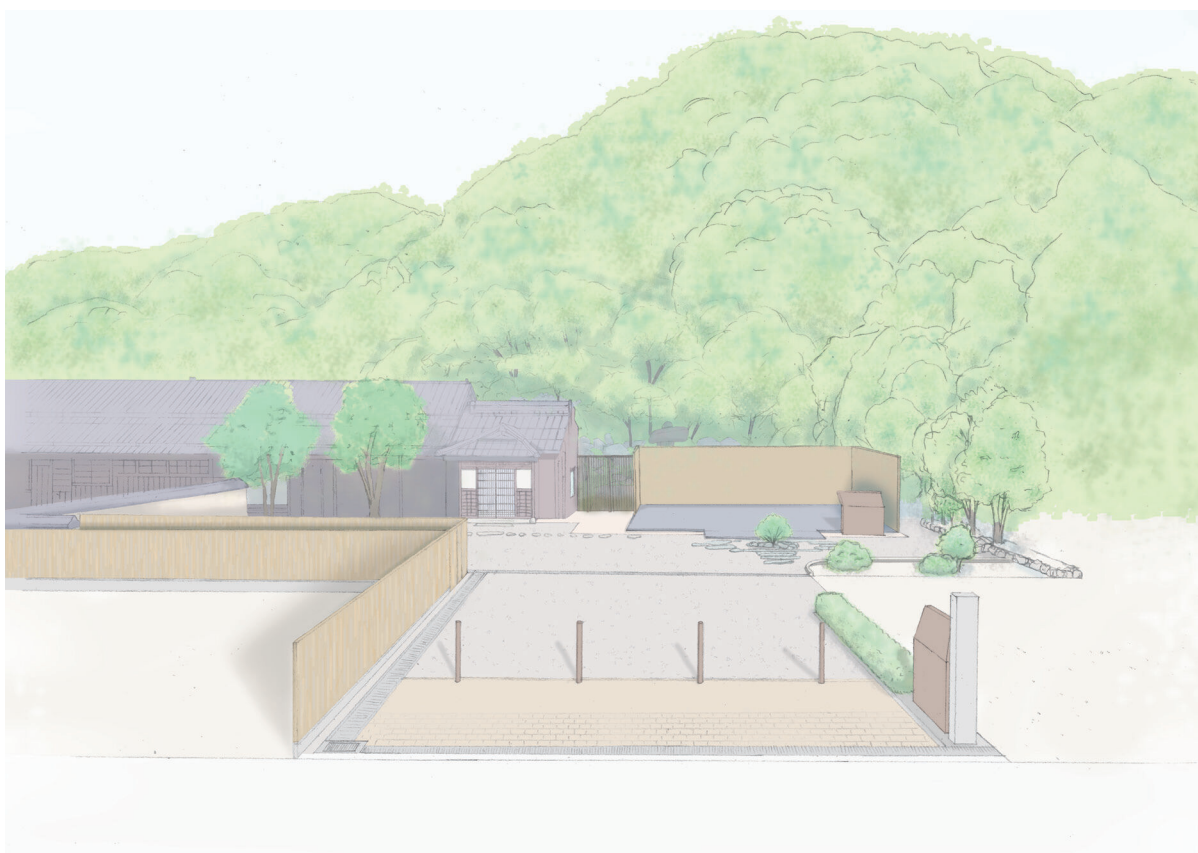


図V-1 第1次整備計画図





図V-2 整備イメージ図 主庭



図V-3 整備イメージ図 玄関前庭

### 第2項 第2次整備の内容

第2次整備は令和11年度から15年度の5か年で取組み、優先度においてBに分類した課題に対する整備を実施する。

その内容として、主に主庭及び山林部の構成要素の損傷に対する整備に加え、公開活用の促進を図る観点から、防災計画に関する施策として防災マニュアルの作成、管理体制の構築や利用規則の検討など管理・運営体制に関する整備を行う。

### 第3項 第3次整備の内容

第3次整備は第2次整備終了後に取組み、優先度においてCに分類した課題に対する整備を実施する。

その内容として、洋館跡の表現検討や前庭植栽の復元検討など、調査を伴う整備が挙げられる。山林部の水路整備については、建造物修理や山林部の動線計画などに併せて水系調査を行い、その成果によって整備に取り掛かるものとする。また、園路消失した四阿・橋・山燈籠の検討においては調査・研究を継続して行き、本庭園の近世の姿について追究していく。

表V-2 第2・3次整備の年次計画

区分	第2次整備					第3次整備
	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度～
本質的価値を構成する要素	地形・地割	表土の整地 地形の保全			獣害への 対応策の検討	旧所有地の公有化の検討
	石・石組	玉石敷洲浜の 敷石復元の検討	石・石組の修復			
	水系					山林部の水路整備
	植栽・植生	植栽の剪定・伐採				護岸際の植栽変遷の検証
	構造物	土塀の修理 土橋の復元検討		構造物の修理 裏門の修理		消失した四阿・橋・山燈籠の検討
	建造物					
	地下遺構					遺構の保存
その他の要素					民家跡地の 構造物の撤去 民家跡地の門・ 塀の取扱い検討	
公開活用のための計画・施設						
調査・設計	発掘調査・立会確認					整備報告書編集・印刷 (最終年度)
	実施設計・設計監理					
委員会	委員会・計画審議・修理指導					

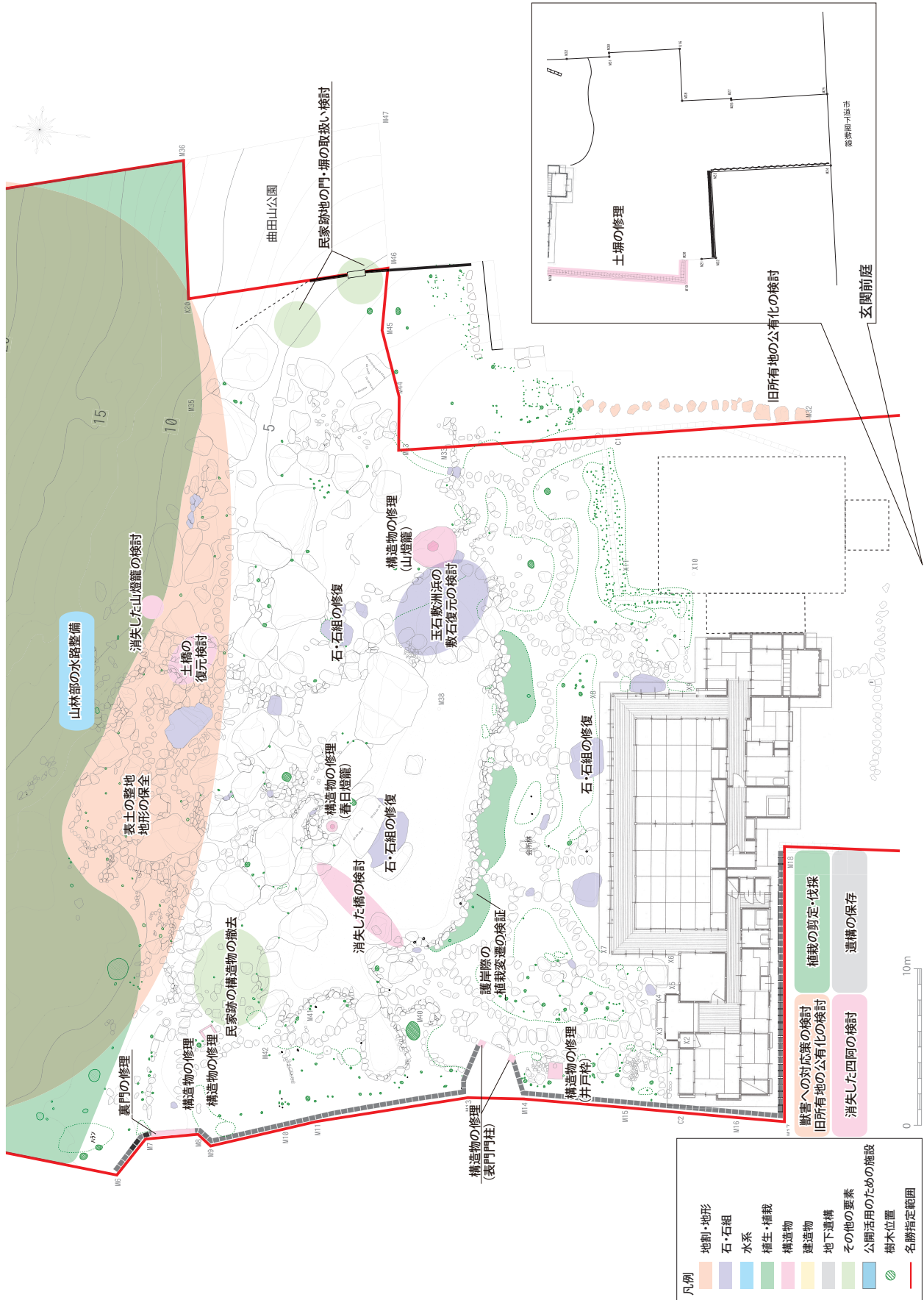
※計画の内容については適宜見直すこととする。

## 第2節 計画の見直し

本計画は、策定時点で判明している課題について優先順位を整理し、10か年で整備に取り組むよう年次計画を立てたものである。今後は、調査の進展や新たな史資料の確認によって得られた知見や実施した事業の成果を検証しつつ、災害発生のほか、社会情勢の変化などによって継続的な事業実施が見込めない状況が生じた場合などには、実態に即した計画内容に見直していく。

また、第3次整備に実施予定である項目についても、新たな課題が発生し、早期に対応が望まれる状況が確認された場合には、適宜計画の見直しを行うこととする。





図V-4 第2・3次整備計画図